## 肉用子牛生産者補給金制度に係る生産者負担金等の改正について

令和7年3月10日

公益社団法人 長野県畜産物価格安定基金協会

- 1 第7業務対象年間(2~7年度)における生産者積立金について、最近の価格動向等を勘案し、「黒毛和牛」・「褐毛和種」は変更なし、「その他の肉専用種」は引き上げ、「乳用種」・「交雑種」は引下げになりました。
- 2 これに基づき、当協会の肉用子牛生産者補給金制度における生産者負担金の額について次のとおり 改定しました。

(単位:円/頭)

	묘	種		生産者積立金					
				機構補助金 1/2	県補助金 1/4	生産者負担金 1/4	計	改定前との 差額	改定前
黒	毛	和	種	800	400	400	1,600	0	1,600
褐	毛	和	種	3, 000	1, 500	1, 500	6,000	0	6,000
その	の他肉	] 專戶	用種	10, 000	5,000	5, 000	20,000	+1, 200	18, 800
乳	月	1	種	2, 500	1, 250	1, 250	5, 000	<b>1</b> ,800	6, 800
交	杂	É	種	1, 200	600	600	2, 400	▲ 800	3, 200

- 3 令和7年4月1日個体登録分より適用。
- 4 手数料1,000円/頭(税込み、税率10%)。